

令和3年度保安検査の実施等について

説明事項

- ・ 保安検査申請書類の準備
- ・ 保安検査の申請
- ・ 保安検査の実施

保安検査申請書類の準備

高圧ガス保安法(一般則)適用事業所

- (1) 保安検査申請書(別紙1)
- (2) 保安検査手数料納付書(別紙2)

定置式製造設備の場合は、

- (3) 一般高圧ガス製造設備の明細(別紙3-1)

移動式製造設備の場合は、

- (3) 移動式製造設備の明細(別紙3-2)

保安検査申請書類の準備

高圧ガス保安法(液石則)適用事業所

- (1) 保安検査申請書(別紙1)
- (2) 保安検査手数料納付書(別紙2)
- (3) 液化石油ガス製造設備の明細(別紙4)

保安検査申請書類の準備

高圧ガス保安法(コンビ則)適用事業所

- (1) 保安検査申請書(別紙1)
- (2) 保安検査手数料納付書(別紙2)
- (3) 高圧ガス製造施設明細書(別紙5-1)
- (4) 高圧ガス製造施設名の詳細(別紙5-2)
- (5) 定期自主検査スケジュール(別紙5-3)
- (6) 高圧ガス製造施設等一覧表(別紙5-4)

保安検査申請書類の準備

液化石油ガス法適用事業所

- (1) 充てん設備保安検査申請書(別紙6)
- (2) 保安検査手数料納付書(別紙7)
- (3) 充てん設備の明細(別紙8)

保安検査申請書類の準備

【注意事項】

保安検査申請書等の「控え」が必要な場合は、必要部数をご用意の上、同時に提出して下さい。

保安検査申請書	一般	×整理番号	
	液石 特定	×検査結果	防災第02-10号のXX
		×受理年月	
		×許可番号	
名称(事務所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	-	
事業所所在地	〒	-	
製造施設完成検査 の年月日			令和△年△月△日
前回の保安検査 の年月日			年月日
備考			交付番号 第 号の

保安検査証		一般
名称 (事業所の名称を含む)	(例) ABC工業株式会社 津工場	
検査をした特定施設及び その所在地	(例) 一般高圧ガス製造施設 (例) 津市広明町13番地	
保安検査の年月日 検査職員又は検査員氏名	令和○年○月○日 三重県職員 □□ □□	
検査番号	平成 年 月 日 第 号	
備考	検査年月日：令和◇年◇月◇日	

三重県知事 鈴木 英敬

年月日

和暦で記載

代表者 氏名

印

前回の保安検査証の該当箇所に記載の年月日、番号等を記載

(別紙2)

高圧ガス保安検査手数料納付書

事業所名	(工場名や支店名まで記載)	
納付金額	(処理能力に応じた金額を記載)	円

三重県収入証紙貼付欄

**三重県収入証紙を過不足なく貼付ください。
※収入印紙ではありません！**

三重県収入証紙は、県内の銀行等で販売しています。
県庁内では、百五銀行(9:00~15:00)又は厚生棟地下1階のコンビニエンスストア(8:00~19:00)で購入できます。
※他のコンビニエンスストアでは購入できませんので、注意してください。

(その他注意事項)
保安検査申請後に処理能力の減少があり、申請時と比較して手数料が減額となっても**返金できません**。
申請後に処理能力が増加し、手数料が増額する場合には、別途差額分を**追加で納付ください**。

保安検査手数料金額

処理能力区分(Nm ³ /日)	定置式製造設備	移動式製造設備のみ
① 1,000万 $\square\square$ 以上 $\square\square$	¥610,000	¥95,000

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×検査番号	

前回の保安検査証の該当箇所に記載の年月日、番号等を記載

充てん設備保安検査申請書

和暦で記載

年 月 日

三重県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
法人にあってはその法人番号
住所

防災第02-34号の××

充てん設備保安検査証

氏 名 又 は 名 称	(例) ABC 工業株式会社
充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	(例) ABC 工業株式会社 津工場 (例) 津市広明町13番地
許可の年月日及び許可番号	平成▽年▽月▽日 防災第02-32号の▽
保安検査の検査年月日	令和○年○月○日
検査職員氏名	三重県職員 □□ □□
検査番号	—
備考	保安検査の実施日：令和◇年◇月◇日 容器番号： 車両番号：

令和△年△月△日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3で、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

3 前回の保安検査の検査年月日（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査の検査年月日）及び充てん設備保安検査証の検査番号

三重県知事

鈴木英敬

(別紙7)

充てん設備保安検査 手数料納付書

事業所名	(工場名や支店名まで記載)		
納付金額	27,000×	台=	円

三重県収入証紙貼付欄

**三重県収入証紙を過不足なく貼付ください。
※収入印紙ではありません！**

三重県収入証紙は、県内の銀行等で販売しています。
県庁内では、百五銀行(9:00~15:00)又は厚生棟地下1階
のコンビニエンスストア(8:00~19:00)で購入できます。
※他のコンビニエンスストアでは購入できませんので、
注意してください。

保安検査の申請

申請先は、

〒514-8570

三重県津市広明町13番地(庁舎5階)

(エレベーターを降りて右手突き当り)

三重県防災対策部 消防・保安課

予防・保安班(電話 059-224-2183)

保安検査の申請

令和3年度高圧ガス保安検査申請期間

令和3年4月1日（木）

～ 保安検査実施月の2月前まで

午前9時00分から午後5時00分まで
（但し、**土・日・祝日**を除く）

※来庁される際は、事前に御連絡ください。

※できるだけ担当の方が来庁ください。

保安検査の申請

保安検査希望日

保安検査の受検希望日(曜日、午前、午後等)は、「**製造設備の明細(別紙3-1,3-2,4,5-3,8)**」の保安検査実施希望日欄にできるだけ具体的に記載して下さい。

なお、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

保安検査の申請

保安検査を行う時期

①保安検査は、**前年度保安検査証**に記載されている「**保安検査の年月日(基準日)**」(※)から原則として**1年±1月以内**の平日に実施します。

※完成検査受検後初の保安検査は、完成検査実施日を基準日とします。

②定期自主検査は、**1年に1回以上**実施する必要があります。**保安検査前に必ず**実施し、記録を作成してください。

保安検査の申請

保安検査を行う時期

③新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和2年度に保安検査の期間延長の措置を講じた場合、保安検査を行う時期は、**延長前の基準日を基本**としてください。(令和2年度のみ保安検査の時期をずらし、令和3年度以降は、もとの基準日に戻すイメージです)

※延長後の検査実施日を基準日としたい場合は、個別に御相談願います。

保安検査の申請

申請書を郵送する場合

書留郵便でお送り下さい。

なお、「控え」が必要な場合は、必要部数と返信用封筒（**郵送先を記入、切手貼付のこと**）を同封して下さい。

郵送の場合、検査日程は別途調整します。

（希望日は、できるだけ具体的に記載してください）

保安検査の申請

保安検査の受検機関の変更

保安検査の受検先を、県から高圧ガス保安協会や指定保安検査機関に**変更する場合は**、御連絡ください。

保安検査の実施

保安検査当日の立会者

保安検査当日には、**定期自主検査の実施を監督した方**（保安係員、保安技術管理者など）が**立会い**、記録等の説明等をしてください。

外部の設備施工会社や検査会社に全て任せることが無いようにお願いします。

保安検査の実施

保安検査の方法

保安検査は、通常の運転状態で実施します。
検査の都合上、検査員が安全上特に必要であると判断した場合は、停止して実施する場合があります。

保安検査に併せて、**法に基づく立入検査**（保安検査対象外の貯蔵所等の設備を含めて、日常点検の状況、保安教育の実施状況、充てん記録等の確認等）を実施します。

保安検査の実施

保安検査時に提出が必要な書類

保安検査記録

三重県ホームページに掲載されている保安検査記録に必要事項を記載したものを2部準備して頂き、1部は検査当日に検査員に提出ください。

(令和3年度は冊子の配布は行いません。)

保安検査の実施

保安検査時に提示をを求める書類

①定期自主検査記録(前回保安検査以降の定期自主検査に関するもの)及びその他の設備検査記録

- ・気密検査記録
- ・肉厚測定記録
- ・開放検査記録、容器検査記録
- ・圧力計、温度計等の計装機器検査記録
- ・安全弁作動試験記録

保安検査の実施

保安検査時に提示を求める書類

① **定期自主検査記録** (前回保安検査以降の定期自主検査に関するもの) 及び **その他の設備検査記録** (続き)

- ・ 緊急遮断弁検査記録
- ・ 接地抵抗測定記録
- ・ インターロック機構の作動試験記録
- ・ ガス検知器検査記録
- ・ 日常点検記録、月例点検記録
- ・ その他施設に応じた検査記録

保安検査の実施

保安検査時に提示を求める書類

- ②高圧ガス受入時点検記録
- ③保安教育、訓練の年間計画及び実施記録
- ④設備台帳
- ⑤危害予防規程や、その附属基準類(特に、危害予防規程の改正にかかるもの)
- ⑥充てん記録(充てん所のみ、充てん及び容器管理に関するもの)

保安検査の実施

保安検査時に提示をを求める書類

- ⑦消費設備の日常点検記録、月例点検記録等(工業消費事業所のみ)
- ⑧保安係員、保安係員代理者等の免状等(講習の受講状況の確認できるものを含む)
- ⑨容器の授受簿
- ⑩その他許可申請書類等を提示していただくことがありますので、関係書類の整理をお願いします。

保安検査の実施

保安検査時に提示を求める場合がある書類

- ・ 保安距離に関する図面（設備間距離等を含む）
- ・ 高圧ガス製造施設の機器配置図
- ・ P&I（常用圧力及び温度が明示されている）
- ・ ガス漏えい検知警報設備の配置図
- ・ 防消火設備の配置図（消火栓、固定散水、ウォーターカーテン等）

等

※特に、前回の保安検査以降で変更のあったものは確認します。

保安検査の実施

保安検査における現場確認

※原則、すべての施設に立ち入り、確認します。

- ① 周囲の状況、警戒標の掲示、配管のガスの流れ方向、バルブの閉開表示等、法令の技術上の基準に関すること。
- ② ガス漏えいの有無（漏えい検知剤〈せっけん水等〉が必要ですので、準備をお願いします。）
- ③ 緊急遮断装置、散水設備、ガス漏洩検知警報設備の作動確認
- ④ 保安電力、防消火設備の設置状況
- ⑤ その他、検査員が必要と認める検査

保安検査の実施

保安検査における現場確認

- 工事中などの理由で立ち入れない施設がある場合には事前にお知らせください。
- 緊急遮断装置、散水設備、ガス漏洩検知警報設備の作動テストは原則実施しますが、実施できない場合は事前にお知らせください。

保安検査の実施

保安検査にかかる違反等

法令の**技術上の基準(法第8条第1号)**の違反の場合は、**改善報告書の提出**又は**再検査**を実施する場合があります、その改善が確認されるまでの間は、**保安検査証の交付を保留**します。

推奨事項や軽微な指摘事項は、**次回の保安検査**で改善状況を確認します。

保安検査の実施

立入検査にかかる違反等

法令違反が確認された場合は、法令に基づく命令等の対象となる場合があります。

なお、指定保安検査機関等で保安検査を受検されている事業所に対しては、別途立入検査を実施する場合があります。